

REVICareer

レビキャリア

地域企業で
貢献したい!

大企業人材を「転籍」「兼業・副業」「在籍出向」
の形態で採用・活用いただけます。

私の転職が
地域の活性化にも
つながった!

Point 1 最大450万円の給付金

REVICareer登録人材を採用すると、給付金が受けられます!

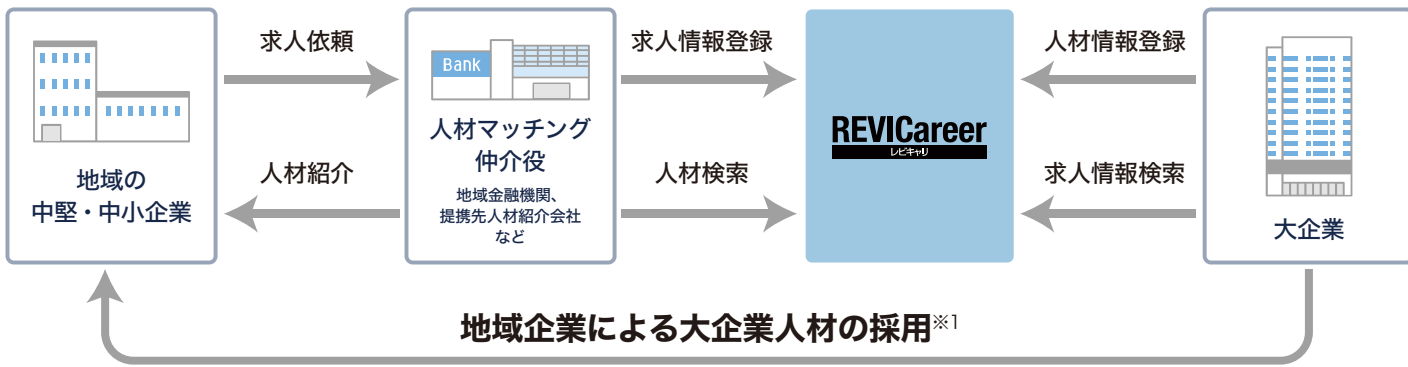
Point 2 登録者は大企業の勤務経験者

経営人材として、大企業で経験を積んだ人材の活用が期待できます!

Point 3 外部人材による経営革新・事業発展を期待

業務改善、業績向上、海外進出などに、外部人材の知見・経験が活用できます!

▶ イメージ図



※1 人材マッチングに関する紹介手数料等が必要になります。詳しくは地域金融機関等にご確認ください。

採用した地域企業の申請に基づきREVICから給付金支払

地域企業経営人材確保支援事業給付金とは

地域の中堅・中小企業が、REVICareerに登録する人材を、給付要件を満たす条件で採用した場合には、**最大450万円**の給付金を受給できる制度です。※2

※2 給付対象企業は、資本金10億円未満かつ常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人に限ります。いわゆる「みなし大企業」や国、地方公共団体の出資がある法人等は除きます。詳細は、特設サイトの「給付対象企業・給付要件」(<https://www.revicareer.jp/doc/employ/target.pdf>)をご覧ください。



▶ 給付金制度の概要

	転籍型	兼業・副業型		在籍出向型
		雇用契約型	請負契約型	
大企業との雇用関係等	大企業を退職	大企業と雇用契約を継続 (大企業の業務にも従事)		大企業と雇用契約を継続
経営人材の要件	年収500万円以上※3	要件なし		要件なし
給付金額	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30 (上限450万円)	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30 (上限200万円)		出向期間又は2年間のいずれか短い期間に支払われる地域企業負担分の100分の30 (上限200万円)
雇用等の契約期間	1年以上	3か月以上		3か月以上
給付金申請時期	雇用期間又は任期が開始した後	雇用期間又は任期が開始した後	契約が適正に履行されたことが検査又は確認され、報酬の金額が確定し支払われた後	雇用期間又は任期が開始した後
申請期限	給付申請が可能になる日後、6か月以内			

※3 雇用開始時に「60歳以上」かつ「下記28県」が勤務地になる場合は「年収450万円以上」になります。(転籍型のみ)

■対象となる県※4 (勤務地により判定)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※4 令和5年賃金構造基本統計調査を基に決定。今後同調査の動向等を踏まえて対象地域を見直すことがあります。

給付金を受給するには、給付要件を満たすことが必要です。

詳細は、特設サイトの「給付金について」(<https://revicareer.jp/employ/subsidy/>)をご覧ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の詳細はこちらから▶▶▶



本事業に関するご相談は、お取引のあるREVICareer登録金融機関にお願いします

REVICareer (レビキャリア) 事務局

運営会社：株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)

E-mail：info-shugyo@revic.co.jp

本事業は、REVICが実施・運営する金融庁・経済産業省の補助事業です。

REVICareer登録金融機関 【連絡先】

鳥取銀行 法人コンサルティング部 人材紹介担当 (☎0857-37-0274)

ごうぎんキャリアデザイン 人材紹介部 (☎0852-55-4404)

島根銀行 企業支援室 (☎0852-24-1278)

(2025年3月27日作成)